

食肉の生食による食中毒予防のための普及啓発パイロット事業（案）

1 目的

東京都食品安全情報評価委員会では「食肉の生食による食中毒専門委員会」を設置し、平成 20 年 10 月から効果的な情報提供の方法の検討をしている。また、平成 20 年の都内食中毒発生状況は、カンピロバクターによる食中毒が過去最大の 42 件発生しており、発生要因に食肉の生食が関連していると推定される事例が多かったことから、その対策は急務である。

そこで、都保健所において、都民および飲食店の事業者等への情報提供を試行し、効果の検証を行う。検証結果については、食品安全情報評価委員会の検討材料とする。

2 実施機関

健康安全部健康安全課、都保健所

3 実施内容(例)

(1) 保育園・幼稚園を対象とした保護者への普及啓発

ア 対象施設

都保健所管内の協力が得られる保育園・幼稚園等

イ 方法

小児がいる家庭向けのリーフレットを作成し、保育園等を通じてすべての園児の保護者に配付する。リーフレットとともに効果判定のためのアンケートを配付する。協力が得られる施設があれば、保護者に対してミニ講習会を実施する。

(2) 企業を通じた勤務者への普及啓発

ア 対象施設

都保健所管内の大規模企業のうち、協力が得られる企業

イ 方法

一般消費者向けのリーフレットを作成し、健康保険組合を通じた配付、あるいは、健康保険組合が作成する情報提供紙への記事掲載を依頼することにより、企業に勤務している者を対象とした普及啓発を実施する。協力が得られる企業に対しては、効果判定アンケートの実施を依頼する。

(3) 飲食店の営業者への普及啓発

ア 対象施設

飲食店等食品営業施設

イ 方法

対象施設に対して、講習会を実施する。内容は、食肉の汚染状況、食中毒の発生状況、消費者・事業者の意識調査の結果等、リスク情報を伝える講習会とする。講習会の案内を発送する際にリーフレットを同封し、事前に食肉の生食のリスク情報を伝えるなど、複数回に渡る情報提供が行えるようにする。

講習会実施数ヶ月後に、講習会を受講した施設が食肉の生食メニュー提供中止や、メニューに「小児や高齢者は生食を控えるように」等の注意喚起表示をするなど、講習会の効果がみられるかどうかの調査を実施する。

(4) 学生等に対する普及啓発

ア 対象施設

大学、高校等

イ 方法

比較的肉を好んで食べる青年層に対し、学園祭等の窓口相談に来所した機会をとらえ、食肉の汚染状況、食中毒の発生状況、消費者・事業者の意識調査の結果等のリスク情報を伝える。

また、学園祭実行委員等の協力が得られれば、学校での出店者説明会等において、食肉の生食の危険性を認識できるような内容のアンケートを実施し、効果的な情報提供を行う。